

観光コンテンツ開発調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

平成28年3月

稚内市建設産業部観光交流課観光戦略グループ

1-1. 実施目的

稚内市は「観光」を基幹産業のひとつと位置付け、観光客の増加による地域交流人口の拡大から賑わいのあるまちづくりを推進するため、これまで国内外の観光客誘致をはじめ、SNS等を活用した観光情報の発信、交通基盤の利便性向上に向けた取り組み、来訪の動機付けになるようなイベントの開催等、多様化する観光ニーズへの対応と、何よりも本市を観光目的地として来訪してもらうための施策を実施してきたところであります。

本市における観光の現状は、観光入込客数が平成14年度の818,000人をピークに、平成26年度では482,500人と約6割にまで落ち込みを見せており、今後、観光入込客数の増加を図るためには、現在の誘客施策に加えて、観光客の満足度向上とリピート率の拡大、滞在日数の長期化や域内消費活動の促進、そして「観光地わっかない」としての魅力向上等に取り組んでいく必要があるとの認識のもと、平成27年3月に「稚内市観光振興ビジョン」を策定しました。

「稚内に行ってみよう」という観光客への動機付けのためには、既存観光資源の磨き上げによる魅力創出のほか、他地域との差別化を図るため新たな観光コンテンツの開発も重要であり、平成28年度においては“ロングランイベント”を一つの観光コンテンツと位置付けるとともに、その核となるイベント内容に『アート』というジャンルを選定し、“アート作品の展示”を主体とした新しいロングランイベントの実施を検討しています。

本プロポーザルでは、多種多様に存在する“アート作品”、それを創造する「アーティスト」や「クリエイター」等への出品意欲、作品を長期間にわたり展示するイベントの実施可能性や誘客効果等について、市場調査・研究・検証を行うとともに、その実現に向けてのスキームや基礎づくり（市民等の参画）の可能性の摸索を目的として、公募により事業者選定を実施するものであります。

1-2. 本業務実施後における今後の方向性

今後、「観光コンテンツ開発調査業務委託（以下、本業務という。）」の結果によって、ロングランイベントの内容に「アート」というジャンルを据え、新たな観光コンテンツとしていくための事業実施を検討していくこととなりますが、ロングランイベントの実施（アートの観光コンテンツ化）に係る業務の委託（以下、新規業務という。）については、本業務からの連続性等が重視されることから、本業務を受託した事業者と優先的に交渉していく予定としています。

なお、新規業務の実施については、予算措置が前提となることから、その発注（契約）を確約するものではありませんので、ご留意ください。

2. プロポーザルの方式及び参加資格要件等

(1) プロポーザルの方式

公募型

(2) 参加資格要件

次のいずれかの要件に該当する者は本プロポーザルへの参加は認めません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者及び第2項に該当し、その事実があった日から2年を経過していない者
- イ 事業所（支店、営業所等含む）が所在する市区町村へ納税義務のある税を滞納している者及び消費税及び地方消費税を滞納している者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）等、経営状況が著しく不健全である者
- エ 参加者若しくは参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）関係者であるとき又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき
- オ 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき
- カ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- キ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ク 参加者及び参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- ケ 役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者

(3) 参加資格の確認

参加資格の審査結果は、参加表明書の提出者すべてに対し書面により通知します。なお、参加資格を有しない旨の通知を受けた事業者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に書面により説明を求めることができます。説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により回答します。

3. 参加表明書並びに提案書等の提出期限及び提出場所、提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加表明書（様式1）のほか、別に定める書類を添えて提出してください。

提案書（様式2）については別添様式の内容を参考にA4版（縦横問わない）で作成することとし、内容が網羅されていれば様式を変更して差し支えありません。その際、文字ポイントは12ポイント以上としてください。

なお、期限までに提出がない事業者からの提案は受け付けません。

(1) 提出書類

- ア 「観光コンテンツ開発調査業務委託プロポーザル参加表明書 兼 類似業務請負実績書」【様式1】
- イ 「観光コンテンツ開発調査業務委託プロポーザル提案書」【様式2】
- ウ 「観光コンテンツ開発調査業務委託プロポーザル費用見積書」【様式3】
- エ 主たる事業所が所在する市区町村の発行する納税証明書
- オ 消費税及び地方消費税に関する納税証明書（管轄する税務署等で発行）

※ エ、オにあつては申請受付の3ヶ月以内に発行されたものとします。

(2) 提出期限

- ア 「上記(1)ア、エ、ウ」及び関係書類 平成28年 4月13日(水)
- イ 「上記(1)イ、ウ」及び関係書類 平成28年 4月20日(水)

※ 受付時間は共に休日（祝日を含む）を除く、午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出方法及び提出部数

- ア 「上記(1)ア、エ、ウ」及び関係書類 紙媒体各1部
- イ 「上記(1)イ、ウ」及び関係書類 紙媒体各7部、電子媒体1部

(4) 提出場所

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号

稚内市建設産業部観光交流課観光戦略グループ／担当：阿部

TEL：0162-23-6468〈直通〉 FAX：0162-23-7999

E-mail：kankokoryu@city.wakkanai.hokkaido.jp

4. 質問書の提出及び回答

本プロポーザルの実施及び契約等に関する質問の受付を下記の日程で行います。

(1) 受付期間

平成28年 3月22日(火)から平成28年 4月 4日(月)まで
※ 受付時間は共に休日(祝日を含む)を除く、午前9時から午後5時までとします。

(2) 提出場所

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号
稚内市建設産業部観光交流課観光戦略グループ/担当:阿部
TEL:0162-23-6468(直通) FAX:0162-23-7999
E-mail: kankokoryu@city.wakkanai.hokkaido.jp

(3) 提出方法

質問書(様式4)に質問事項を記載し、持参及び郵送、または電子メールにて提出してください。

郵送の場合は受付期間内必着とし、期間を過ぎて到着したものについては受け付けないものとします。また、電子メールでの提出にあっては、送信題名に「プロポーザルに関する質問書(株)〇〇〇〇 質問書提出年月日」を明記し送信することとし、電子メールにて質問書を送った旨を電話にて連絡してください。

(4) 質問の回答

提出された質問書については、参加表明のあった事業者から寄せられたものを一括して取りまとめたうえで、「質問回答書」として平成28年4月8日(金)までに、全参加表明事業者に通知します。

5. 審査及び評価、優先交渉事業者の選定等

(1) 審査会の設置

提案書等の審査及び評価は、稚内市建設産業部観光交流課が招集する稚内観光活性化事業プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)において実施します。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査会は、提案書及び関係書類を事前に審査し、プレゼンテーション及びヒアリングを行って頂く事業者に「プレゼンテーション実施要請書」により実施日時、実施場所等を通知します。当該通知を受けた事業者は、速やかにプレゼンテーション出席報告書(様式5)により出席者人数及びプレゼンテーションに使用する機材等について報告するものとします。

(3) プレゼンテーションについて

プレゼンテーションへの出席人数は3名を上限とします。また、プレゼンテーションの時間は20分以内とし、終了後に5分程度のヒアリングを実施します。

(4) 優先交渉事業者の選定

審査会において、提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査及び評価し、最高得点者を本業務の優先交渉事業者として選定します。

なお、最高得点者が複数となった場合は、審査会の合議により順位を決定します。

結果については、選定後、速やかに各事業者にもって通知します。

(5) 契約の締結

審査結果に基づき選定された優先交渉事業者と提案内容等について調整・協議の後、契約を締結します。ただし、優先交渉事業者との調整・協議が不調に終わった場合、次点の事業者と交渉する場合があります。

(6) 選定基準

審査の主な評価項目は次のとおりとする。

評 価 項 目	
① 業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none">◆本プロポーザルの実施目的に鑑み、市場調査から分析・検証を経てのイベント実施の可否、また可能と判断された後の実施体制等について、専門的な知識・ノウハウ等を有する人材がいるなど、十分な受託能力を有しているか。◆業務遂行に必要な運営体制が確保されているか。◆業務実施のためのスケジュールは適当であるか。
② 提案内容の目的適合性等	<ul style="list-style-type: none">◆提案内容が実施目的や仕様に合致した内容となっているか。◆「アート」という観光コンテンツに対する誘客効果について、市場調査や他事例の研究・検証等が適切に実施・把握される内容となっているか。◆より多くのアーティスト・クリエイター（個人・団体）や美術系大学・専門学校等への出品意欲に訴求するアプローチ体制がとられているか。◆「アート」を観光コンテンツとして活用することに関する市民等（地元）の意見を反映できる調査内容等となっているか。

② 提案内容の目的適合性等 (つづき)	◆ <u>検証の結果を受けて、ロングランイベントとしての実現可能性があった場合における今後の事業実施スキームやスケジュール、費用等が明確であり、かつ、誘客効果が期待できる内容となっているか。</u>
③ 費用	◆費用積算が適切に行われているか。 ◆費用対効果が優れた内容となっているか。

(7) 委託料の提案上限額

本プロポーザルの提案上限額は4,000,000円(税込み)とします。

ただし、この金額は契約時の価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意してください。

また、費用見積書(様式3)の提出にあたっては、提案上限額を超えることはできません。

6. 失格条項等

本プロポーザルへの参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、当該参加事業者を失格、若しくは当該参加事業者が行ったプロポーザルを無効とします。

- ア 提案書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- イ 提案書等の提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ウ 提案書等の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- エ 本要領に定められた以外の方法により、審査会委員及び関係者に対し本プロポーザルに関する援助等を直接的又は間接的に求めた場合
- オ 提案書等の提出期限以降において、「2(2)参加資格要件」に掲げる事項に該当した場合
- カ 本要領に違反又は逸脱した行為があった場合
- キ プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合

7. 実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期限
公募期間	平成28年 3月18日(金)～平成28年 4月13日(水)
参加表明書等 受付期間	平成28年 3月18日(金)～平成28年 4月13日(水)

参加資格審査 結果通知期限	平成28年 4月15日（金）
質問書受付期間	平成28年 3月22日（火）～平成28年 4月 4日（月）
質問回答期限	平成28年 4月 8日（金）
提案書等受付 期間	平成28年 3月28日（月）～平成28年 4月20日（水）
プレゼンテーション要請 書通知期限	平成28年 4月22日（金）
プレゼンテーション出席 報告書提出期限	平成28年 4月28日（木）
プレゼンテーション及び ヒアリング 実施日	平成28年 5月10日（火）
プレゼンテーション及び ヒアリング 結果通知	平成28年 5月16日（月）
契約締結日	平成28年 5月20日（金）
業務期間	平成28年 5月20日（金）～平成28年10月31日（月）
完了（実績）報告 期限	平成28年11月11日（金）

※ 本スケジュールは予定であり、変更が生じた場合については、都度、連絡
します。

8. 留意事項

- ア 本プロポーザルへの参加者は、参加表明書の提出をもって実施要領及び
仕様書の記載内容に同意したものとします。
- イ 本プロポーザルに係る全ての費用は参加事業者の負担とします。
- ウ 提出書類で用いる言語は日本語とし、通貨は日本円での表記とします。
- エ 提出された全ての書類（電子媒体含む）は返却いたしません。
また、提出された全ての書類等は、本プロポーザルの手続き及びこれに
係る事務処理に必要な範囲において、複製、保存等を行います。

オ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

カ 参加表明書及び提案書等の提出後、提案の辞退を行う場合にあっては任意の様式により書面にて申し出ることとし、提案辞退後は如何なる理由があっても再提案は受け付けません。

キ 本件に関する情報公開請求があつた場合には、稚内市情報公開条例（平成12年10月20日条例第47号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合があります。

9. 問合せ先

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号

稚内市建設産業部観光交流課観光戦略グループ／担当：阿部

TEL：0162-23-6468〈直通〉 FAX：0162-23-7999

E-mail：kankokoryu@city.wakkanai.hokkaido.jp